平成２１年（フ）第１１５８号
福岡市城南区宝台団地２番308号
債務者　硯里電設こと　硯里　文雄
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１９３号
福岡市東区下原４丁目12番20―101号
債務者　松尾　仁
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１９４号
福岡市東区下原４丁目12番20―101号
債務者　松尾　博美
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２０８号
福岡市中央区谷１丁目16番44号
債務者　平川　謙三
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２３０号
福岡市博多区東公園１番１―606号
債務者　畠　比督美
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２４７号
福岡市南区老司３丁目７番42―601号
債務者　野口　清愛
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３５０号
福岡県福津市東福間２丁目20番４号ワイズ・カーザ201号
債務者　木下　勝裕
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３８９号
福岡市早良区星の原団地18番301号
債務者　中島　光子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３９９号
福岡県糟屋郡志免町大字別府229番地15
ウッディコート701号
債務者　野田　洋揮
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４０４号
福岡市東区香住ヶ丘６丁目４番６号
債務者　中島　直子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４６８号
福岡市南区桧原７丁目10番25―502号
債務者　豊田明日香
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４８４号
福岡市早良区重留７丁目９番43―101号
債務者　井上　慎一
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４９４号
福岡市早良区有田２丁目２番26号
債務者　石橋　厚
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５０３号
福岡県春日市千歳町２丁目158番地２
債務者　朝位　史子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５１４号
福岡市西区石丸１丁目４番９―704号
債務者　中薗　大吉
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５１６号
福岡市博多区博多駅南６丁目10番17―802号
債務者　中村　智美
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５１７号
福岡市博多区那珂１丁目８番22号
債務者　田口　　惠（旧姓緒方）
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５２３号
福岡県筑紫野市大字山家2775番地14
債務者　松尾　俊伸
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部